

平素より新大宮上尾道路事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
今回は、新大宮上尾道路（与野～上尾南）の「令和5年度の実施内容」、「工事の進捗状況・予定」及び「都市計画変更手続き」についてお知らせ致します。

令和5年度の実施内容

■事業の概要

新大宮上尾道路は、国道17号の慢性的な交通渋滞の緩和や埼玉県中央地域の健全な発展などを目的とする、さいたま市中央区から鴻巣市に至る延長約25.1kmの高架構造の自動車専用道路です。

平成28年度に、さいたま市中央区円阿弥から上尾市堤崎（与野～上尾南間）の延長約8.0kmが事業化され、平成29年度から国土交通省関東地方整備局と首都高速道路株式会社の共同で事業を進めています。

《期待される整備効果》

- ・首都圏中央連絡自動車道沿線からの都心方面へのアクセス性が向上し、地域の産業活動を支援します。
- ・交通容量の増加により、国道17号（新大宮バイパス）の渋滞が緩和され、交通事故の減少が期待されます。
- ・信越、東北方面への主要拠点等からさいたま新都心へのアクセス性が強化され、拠点間の物資輸送等の速達性向上に寄与します。



国道17号バイパスの現状
（与野JCT（仮称）付近）

■令和5年度の実施内容

○調査設計、円阿弥地区及び三橋地区他の用地買収、宮前地区の橋梁下部工事及び上尾道路区間（西新井地区）の改良工事等を実施します。
与野JCT（仮称）では、本線高架橋の工事に先駆けた与野出入口の付替工事に着手します。



※出入口の名称は仮称です

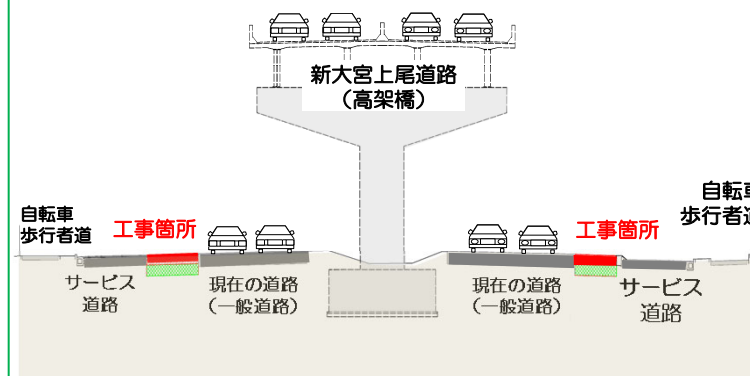
工事の進捗状況・予定

①上尾道路区間（堤崎地区・西新井地区）の改良工事〔継続〕

大宮国道事務所

本線高架橋は、現在の道路を外側に切り回して道路の中央部で工事を行います。
上尾道路区間の堤崎地区及び西新井地区では、令和4年度に本線高架橋の施工時に車道となる箇所の舗装工事を行いました。今年度は、西新井地区にて工事を行う予定です。

堤崎地区の工事実施箇所（堤崎輝きの橋歩道橋より撮影）



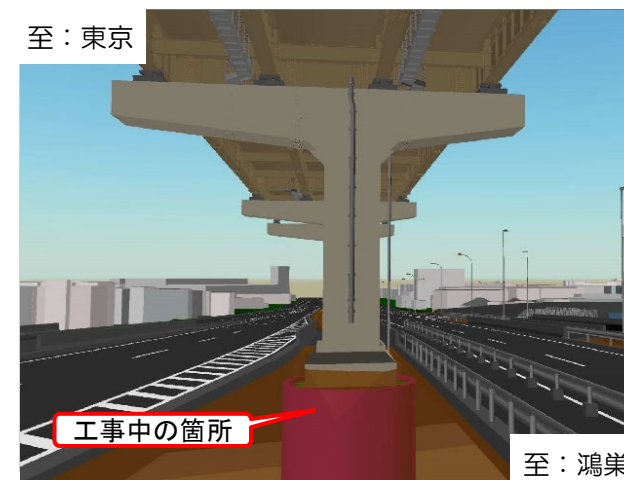
上り線の工事実施箇所

（令和5年3月末現在）

②宮前地区の橋梁下部工事〔継続〕

大宮国道事務所

宮前インターチェンジでは、令和3年度より本線高架橋を支えるための基礎工事を開始しています。5基のコンクリート製基礎のうち東京側の1基では、今年3月から掘削を始めています。今後、約50mの深さまで掘削を行って基礎を設置する予定です。



至：東京

至：鴻巣



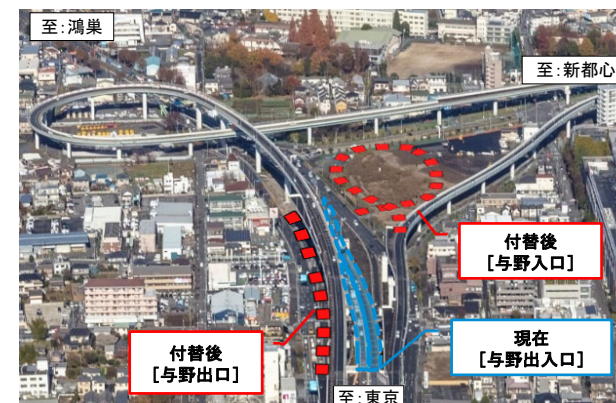
掘削作業を行っている工事箇所

（令和5年3月末現在）

③与野出入口の付替工事〔新規〕

首都高速道路

与野JCT（仮称）では、令和5年度より本線高架橋の工事に先駆けた与野出入口の付替工事に着手する予定です。



至：鴻巣

至：新都市

至：東京



至：新都市

至：鴻巣

都市計画変更手続き

■都市計画変更の概要

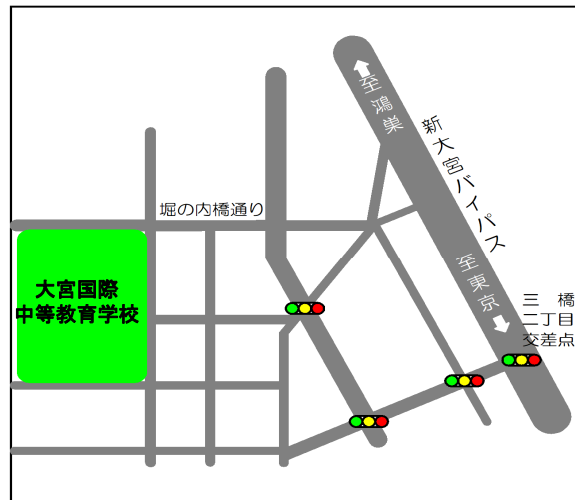
事業の進捗に伴い、関係機関との協議や道路付属物等の詳細な設計を実施した結果、新大宮バイパス区間において、交差点形状、横断歩道橋の形状、与野JCT部の側道等の形状が決定したため一部区域の都市計画を変更致します。

5月下旬に、今回の都市計画変更に関する説明会を開催致します。

■説明会の開催予定

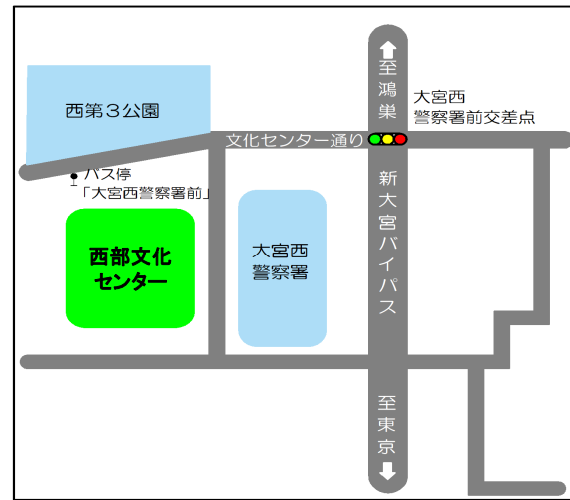
令和5年5月24日(水) 19:00～20:00 大宮国際中等教育学校(コミュニティーホール)
26日(金) 19:00～20:00 西部文化センター(多目的ホール)
27日(土) 10:00～11:00 西部文化センター(多目的ホール)

〔大宮国際中等教育学校〕



(さいたま市大宮区三橋4-96)

〔西部文化センター〕



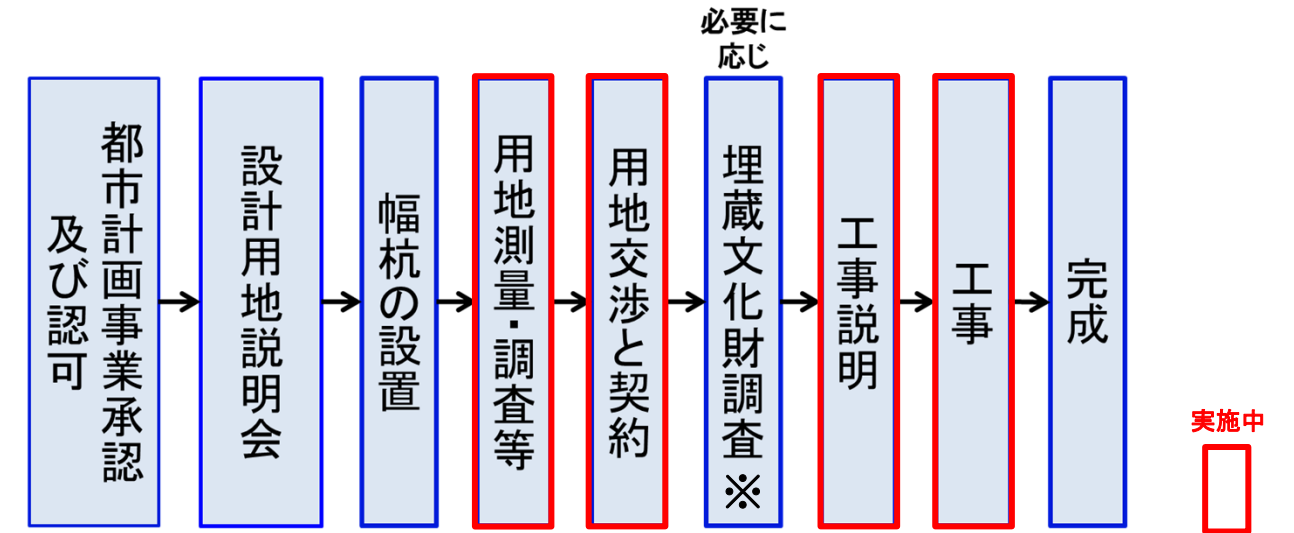
(さいたま市西区三橋6-642-4)

■都市計画変更の内容と箇所

- ①円阿弥(北)交差点、三橋二丁目交差点及び三橋五丁目(北)交差点における関係機関協議及び交差点の詳細な設計による変更
- ②道路付属物(横断歩道橋)の詳細な設計による変更
- ③三橋六丁目交差点付近における道路線形の見直しによる変更
- ④与野ジャンクション部における側道等の詳細な設計による変更



事業の流れについて



※新大宮上尾道路(与野～上尾南)区間では、埋蔵文化財調査の該当はありませんでした。

新大宮上尾道路は、皆様のご理解とご協力を頂きながら事業を進めてまいります。



用地測量・調査等は、権利者調査に基づき、土地所有者等の皆様に境界立会をして頂きます。



物件調査等は、建物、工作物、立木(たちぎ)等の調査となります。調査員が建物及び敷地内に入って行う事になりますので、所有者及び居住されている方と相談しながら調査日を決めて頂きます。



調査結果について、土地所有者には土地調書、物件所有者には物件調書を作成いたしますので、それぞれの調書に署名・押印をお願いすることになります。

お問い合わせ先

＜事業計画について＞ ※都市計画変更手続きにつきましては、大宮国道事務所までお問い合わせ下さい。

■国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 工務課
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL: 048-669-1204

□首都高速道路株式会社 更新・建設局 調査・環境課
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 17F
TEL: 03-6803-3770

＜用地補償について＞

■国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 用地第二課
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL: 048-669-1203
□首都高速道路株式会社 更新・建設局 埼玉用地事務所
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-3
TEL: 048-729-7640

＜工事について＞

■国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 上尾道路監督官詰所
〒363-0027 埼玉県桶川市川田谷6777
TEL: 048-786-5373
□首都高速道路株式会社 更新・建設局 埼玉工事事務所
〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-105
TEL: 048-782-5137